

柴田町告示第67号

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱を次のように制定する。

令和8年5月19日

柴田町長 滝 口



柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の鉄道駅において高齢者、障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るため、鉄道駅にバリアフリー化設備を整備しようとする鉄道事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「バリアフリー化設備」とは、高齢者、障害者等が安全かつ身体的負担の少ない方法で、鉄道駅のサービスを楽しむことができるようにするための文字、音声等による運行情報提供設備をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、鉄道事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が船岡駅又は槻木駅において行う地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）に基づくバリアフリー化設備等整備事業の採択を受けたバリアフリー化設備を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が実施する補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、当該補助金の額が国要綱に基づき採択されたバリアフリー化設備等整備補助事業に係る補助金の額を上回る場合には、当該国要綱に基づく補助金の額を限度

とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助対象事業に係る国への交付申請書及び添付書類の写し並びに国からの交付決定通知書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該提出をした補助対象事業者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第7条の規定により提出した書類の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による提出があった場合において、町長がこれを適当と認めたときは、当該提出をした交付決定者に対し、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から1月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象事業に係る国への事業の完了を報告する書類及び添付書類の写し

(4) 補助対象事業の完了を証する写真

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、交付決定者から前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の額を確定し、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付請求書（様式第7号）による交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年5月20日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

柴田町長 殿

住所  
名称  
代表者名

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付申請書

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金の交付を受けたいので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の内容

2 補助対象経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 事業着手（予定）年月日 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 補助対象事業に係る国への交付申請書及び添付書類の写し並びに国からの交付決定通知書の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

柴田町指令第 号  
年 月 日

殿

柴田町長



柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金について、次のとおり交付決定をいたしましたので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業により取得した財産は、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助対象事業等の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

柴田町長 殿

住所  
名称  
代表者名

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け、柴田町指令第 号で交付決定のありました柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更の内容

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

殿

柴田町長

印

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業計画変更（中止、廃止）  
承認通知書

年 月 日で承認申請のありました柴田町鉄道駅バリアフリー  
化設備整備費補助金事業に係る変更（中止、廃止）については、これを適当と認  
めたので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第9条第2項  
の規定により通知します。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

柴田町長 殿

住所  
名称  
代表者名

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業実績報告書

年 月 日付け、柴田町指令第 号で交付決定のありました、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業が完了しましたので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

2 補助対象経費の実績額 金

3 補助金交付決定額 金 円

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象事業に係る国への事業の完了を報告する書類及び添付書類の写し

(4) 補助対象事業の完了を証する写真

(5) その他町長が必要と認めるもの

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

殿

柴田町長



柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

柴田町長 殿

住所  
名称  
代表者名

柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知のありました柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金について、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |   |               |            |   |
|---|---------------|------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額      | 金          | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額      | 金          | 円 |
| 3 | 補助金交付請求額      | 金          | 円 |
| 4 | 振込先           |            |   |
|   | (1) 金融機関及び支店名 |            |   |
|   | (2) 預金種別      | 普通・当座      |   |
|   | (3) 口座番号      |            |   |
|   | (4) 口座名義人     | ふりがな<br>氏名 |   |

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

柴田町指令第 号  
年 月 日

殿

柴田町長



柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、柴田町指令第 号により交付を決定した柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金について、当該決定を取り消したので、柴田町鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消後の交付決定額 金 円
- 2 取消しの理由